# 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(仮称)の骨子案について

### 1. 趣旨

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度については、従来の認可保育所(利用定員20名以上)の枠組みに加え、小規模保育事業(6名~19名)、家庭的保育事業(5名以下)、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どもに開放した場合の4つの類型につき、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられることとなった。この家庭的保育事業等を行うにあたり、必要な基準を、国が定める基準を踏まえ、条例により定める。

#### 2. 概要(【従】は従うべき基準、【参】は参酌すべき基準)

#### (1) 各家庭的保育事業等に共通の事項

国基準	市条例(案)
家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事	国基準と同じ
業者を除く)は利用乳幼児に対する保育	
が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事	
業者等による保育の提供の終了後も満	
3歳以上の児童に対して必要な保育が	
継続的に提供されるよう、連携協力を行	
う保育所,幼稚園又は認定こども園を適	
切に確保しなければならない 【従】	
家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食	「食材の地産地消・食の安全情報の提供
事を提供するときは、当該家庭的保育事	に努めなければならない」を追加する
業所等内で調理する方法により行わな	
ければならない 【従】	
特例として、食事の提供について、連携	国基準と同じ
施設や同一・系列法人が運営する小規模	
保育事業、社会福祉施設、病院からの搬	
入を行うことも可能とする。また,離島	
などの地域においては学校,学校給食セ	
ンターからの搬入も可とする 【従】	
利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診	国基準と同じ
断、少なくとも一年に二回の定期健康診	
断及び臨時の健康診断を学校保健安全	
法に規定する健康診断に準じて行わな	
ければならない【参】	

家庭的保育事業所等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。訓練のうち、避難及び消火に関しては、少なくとも月1回は訓練をしなければならない。【参】

「軽便消火器」を「消火器」とし、災害時における医療機関、近隣住民等との連携協力関係を構築するよう努める。また、非常災害に対する計画を職員、利用者、保護者に周知しなければならない。

差別的取り扱いの禁止【従】

差別的取り扱いの禁止に「性別」、「障がいの有無」を追加する

### (2) 家庭的保育事業

国基準	市条例(案)
家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅	国基準と同じ
その他の場所であって、以下の要件を満	
たす場所で実施するものとする。	
①保育を行う専用の部屋 (9.9㎡以上 (保	
育する乳幼児が3人を超える場合には1	
人につき3.3㎡を加えた面積))を設ける	
こと	
②衛生的な調理設備及び便所を設ける	
こと	
③同一の敷地内に乳幼児の屋外におけ	
る遊戯等に適した広さの庭(満二歳以上	
の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可)	
があること	
④火災報知器及び消火器を設置すると	
ともに、消火訓練及び避難訓練を定期的	
に実施すること	
【参】	
家庭的保育事業を行う場所には、家庭的	国基準と同じ
保育者、嘱託医及び調理員を置かなけれ	
ばならない。ただし、調理業務の全部を	
委託する場合、3人以下の保育を行う場	
合であって家庭的保育補助者が調理を	
行う場合,搬入施設から食事を搬入する	
場合、調理員を置かないことができる。	
【従】	

家庭的保育者1人が保育することができ	国基準と同じ
る乳幼児の数は、3人以下とする。ただ	
し、家庭的保育者が、家庭的保育補助者	
とともに保育する場合には、5人以下と	
する。【従】	
家庭的保育事業における保育時間は,1	国基準と同じ
日につき8時間を原則とし、乳幼児の保	
護者の労働時間その他家庭の状況等を	
考慮して, 家庭的保育事業を行う者が定	
める。(小規模保育,居宅訪問型保育,	
事業所内保育も同様)【参】	
家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、	国基準と同じ
家庭的保育事業の特例に留意して、保育	
する乳幼児の心身の状況等に応じた保	
育を提供しなければならない。(小規模	
保育,居宅訪問型保育,事業所内保育も	
同様)【従】	

## (3) 小規模保育事業

国基準	市条例(案)
乳児又は満2歳に満たない幼児を利用さ	国基準と同じ
せる小規模保育事業所には, 乳児室又は	
ほふく室(1人につき3.3㎡以上であるこ	
と) , 調理設備及び便所を設けること。	
【従】	
乳児室等を2階以上に設ける場合の建	国基準と同じ
物は、建築基準法第2条第9号の2に規定	
する耐火建築物又は同条第9号の3に規	
定する準耐火建築物であることのほか,	
所定の防火設備などが備わっているも	
のとする。【参】	
満2歳以上の幼児を利用させる小規模保	国基準と同じ
育事業所A型及びB型には、保育室又は遊	
戯室(1人につき1.98㎡以上であるこ	
と),屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上	
であること)(代替地含む。),調理設	
備及び便所を設けること。	
【従】	

小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあっては、調理員を置かないことができる。【従】	国基準と同じ
小規模保育事業所A型については、保育 士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に 定める数の合計数に1を加えた数以上 とする。 ①乳児おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児お おむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童お おむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童おおむね30人に つき1人 【従】	国基準と同じ
小規模保育事業所B型には、保育士その 他保育に従事する職員として市町村が 行う研修を終了した者、嘱託医及び調理 員を置かなければならない。ただし、調 理業務の全部を委託する事業所又は搬 入施設から食事を搬入する事業所にあ っては、調理員を置かないことができ る。【従】	国基準と同じ
小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。①乳児おおむね3人につき1人②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人に1人③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人に1人④満4歳以上の児童おおむね30人に1人【従】	国基準と同じ

小規模保育事業所C型には、家庭的保育	国基準と同じ
者、嘱託医及び調理員を置かなければな	
らない。ただし、調理業務の全部を委託	
する事業所又は搬入施設から食事を搬	
入する事業所にあっては、調理員を置か	
ないことができる。【従】	
小規模保育事業所C型においては、家庭	国基準と同じ
的保育者1人が保育することができる乳	
幼児の数は、3人以下とする。ただし、	
家庭的保育者が、家庭的保育補助者とと	
もに保育する場合には5人以下とする。	
【従】	
小規模保育事業C型はその利用定員を6	国基準と同じ
人以上10人以下とする。【従】	

## (4) 居宅訪問型保育事業

国基準	市条例(案)
居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げ	国基準と同じ
る保育を提供するものとする。	
①障害、疾病等の程度を勘案して集団保	
育が著しく困難であると認められる乳	
幼児に対する保育	
②子ども・子育て支援法第34条第5項又	
は第46条第5項の規定による便宜の提供	
に対応するために行う保育	
③児童福祉法(昭和22年法律第164号)	
第24第5項に規定する措置に対応するた	
めに行う保育	
4母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間	
及び深夜の勤務に従事する場合への対	
応等,保育の必要の程度及び家庭等の状	
況を勘案し,居宅訪問型保育を提供する	
必要が高いと市町村が認める乳幼児に	
対する保育	
⑤離島その他の地域であって,居宅訪問	
型保育事業以外の家庭的保育事業等の	
確保が困難であると市町村が認めるも	
のにおいて行う保育	
【従】	

居宅訪問型保育事業は,家庭的保育者1	国基準と同じ
人が保育することができる乳幼児の数	
は1人とする。【従】	
居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳	国基準と同じ
幼児の障害,疾病等の状態に応じ,適切	
な専門的な支援その他の便宜の供与を	
受けられるよう、あらかじめ、連携する	
障害児入所支援施設を適切に確保しな	
ければならない。ただし、離島その他の	
地域であって、居宅訪問型保育連携施設	
の確保が著しく困難であると市町村が	
認める居宅訪問型保育事業者について	
は、この限りでない。【従】	

## (5) 事業所内保育事業

国是	<b>基準</b>	市条例(案)
利用定員における地	」域枠 【参】	国基準と同じ
利用定員数	その他の乳児又は	
	幼児の数	
1~5人	1人	
6人~7人	2人	
8人~10人	3人	
11人~15人	4人	
16人~20人	5人	
21人~25人	6人	
26人~30人	7人	
31人~40人	10人	
41人~50人	12人	
51人~60人	15人	
61人~70人	20人	
71人以上	20人	
 乳児室等を2階以上に	こ設ける場合の建物	国基準と同じ
は,建築基準法第2%	条第9号の2に規定す	
る耐火建築物又は同	条第9号の3に規定	
する準耐火建築物で	あることのほか, 所	
定の防火設備などが	備わっているもの	
とする。【参】		

乳児又は満2歳に満たない幼児を利用さ	国基準と同じ
せる保育所型事業所内保育所(利用定員	
20名以上)には,乳児室 (1人につき1.65	
㎡以上であること) 又はほふく室 (1人	
につき3.3㎡以上であること),医務室,	
調理室(保育所型事業所内保育事業所を	
設置及び管理する事業主が事業場に附	
属して設置する炊事場を含む。)及び便	
所を設ける。【従】	
満2歳以上の幼児を入所させる保育所型	国基準と同じ
事業所内保育事業所には、保育室又は遊	
戯室(1人につき1.98㎡以上であるこ	
と),屋外遊戯室(代替地含む。1人に	
つき3.3㎡以上であること),調理室(保	
育所型事業所内保育事業所を設置及び	
管理する事業主が事業場に附属して設	
置する炊事場を含む。)及び便所を設け	
ること。【従】	
保育所型事業所内保育所には,保育士,	国基準と同じ
嘱託医及び調理員を置かなければなら	
ない。ただし、調理業務の全部を委託す	
る事業や搬入施設から食事を搬入する	
事業所にあっては調理員を置かないこ	
とができる。【従】	
保育所型事業所内保育事業を行う者に	国基準と同じ
あっては、連携施設を確保しないことが	
できる。【従】	
小規模型事業所内保育事業所(利用定員	国基準と同じ
19人以下)には,保育士その他保育に従	
事する職員として市町村長が行う研修	
を終了した者,嘱託医及び調理員を置か	
なければならない。ただし、調理業務の	
全部を委託する事業所又は搬入施設か	
ら食事を搬入する事業所にあった場合,	
調理員を置かないことができる。	
【従】	

小規模型事業所内保育事業の保育従事	国基準と同じ
者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に	
定める数の合計数に1を加えた数以上	
とし、そのうち半数は保育士とする。	
①乳児おおむね3人につき1人	
②満1歳以上満3歳に満たない幼児お	
おむね6人に1人	
③満3歳以上満4歳に満たない児童お	
おむね20人に1人	
④満4歳以上の児童おおむね30人に1	
人	
【従】	

## <経過措置>

国基準	市条例(案)
保育園事業者が家庭的保育事業等の認可を	国基準と同じ
得た場合は食事の提供にかかる規定は適用	
しないことができる(法施行から5年間)	
【従】	
連携施設の確保が著しく困難であって	国基準と同じ
子ども・子育て支援法第59条第4号に規	
定する事業による支援その他の必要な	
適切な支援を行うことができると市町	
村が認める場合には、省令の施行の日か	
ら5年を経過するまでの間、確保しない	
ことができる。【従】	
小規模保育事業C型にあっては、省令の	国基準と同じ
施行の日から起算して5年を経過する日	
までの間,利用定員を6人~15人以下と	
することができる。【従】	

## 3. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日とする。